

改正案	現行規則(平成四年国家公安委員会規則第二号)
<p>国家公安委員会審査請求手続規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 審査請求に関する一般的手続(第三条―第二十七条)</p> <p>第三章 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に関する審査請求に関する手続(第二十八条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、国家公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第二条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法(以下「法」とい</p>	<p>国家公安委員会等に対する不服申立てに関する規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 処分についての審査請求に関する事項(第四条―第二十二條)</p> <p>第三章 処分についての異議申立て等に関する事項(第二十三条・第二十四条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号。以下「法」という。)の規定による国家公安委員会又は国家公安委員会委員長(以下「国家公安委員会等」という。)に対する不服申立てに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(物件の提出)</p> <p>第二条 法及びこの規則の規定による国家公安委員会等への書類その他</p>

う。)で使用する用語の例による。

## 第二章 審査請求に関する一般的手続

(審理官)

第三条 警察庁長官(以下「長官」という。)は、国家公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁(法に規定する審査庁としての国家公安委員会をいう。以下同じ。)が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる警察庁の職員のうちから審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に対し書面により通知するものとする。ただし、法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

の物件の提出は、警察庁に対して行うものとする。

(審理官)

第三条 警察庁長官は、法の規定により国家公安委員会等が行う審理(次項において「国家公安委員会等の審理」という。)に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる警察庁の職員のうちから審理官を指名するものとする。

【参考】行政不服審査法第九条第一項

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第七条に規定する名簿を作成した場合にあつては、当該名簿に記載されている者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条令に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一 三 (略)

2 長官は、前項の規定により二人以上の審理官を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 長官が第一項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であった者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 利害関係人

4 長官は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第一項の規定による指名を取り消さなければならない。

【参考】行政不服審査法施行令第一条第一項

第一条 審査庁は、行政不服審査法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により二人以上の審理官を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

【参考】行政不服審査法第九条第二項

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であった者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第十三条第一項に規定する利害関係人

【参考】行政不服審査法施行令第一条第二項

2 審査庁は、審理官が法第九条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る同条第一項の

5| 審理官は、審査庁が行う審理を補佐するに当たっては、警察庁の職員たる身分を示す証明書を携帯し、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6| 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

（物件の提出の方法）

第四条 法、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第二十三条第三項において「令」という。）及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、警察庁を経由して行うものとする。

（総代の互選の命令の方式等）

第五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十一条第二項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2| 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

規定による指名を取り消さなければならない。

2| 審理官は、国家公安委員会等の審理を補佐するに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3| 審理官は、法の規定による裁決又は決定がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを国家公安委員会等に提出して審理の状況を報告しなければならない。

【参考】第二条（物件の提出）

第二条 法及びこの規則の規定による国家公安委員会等への書類その他の物件の提出は、警察庁に対して行うものとする。

第二章 処分についての審査請求に関する事項

（新設）

(参加の許可の通知等)

第六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(補正の命令の方式)

第七条 法第二十三条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

(執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等)

第八条 法第二十五条第三項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第二十五条第二項又は第三項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁(処分庁が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。)に対し

【参考】第七条(参加の許可の通知の方式等)

第七条 審査庁(法に規定する審査庁としての国家公安委員会をいう。以下同じ。)は、法第二十四条第一項の許可をしたとき又は当該許可をしないときは、別記様式第三号の参加人参加許可(不許可)書を利害関係人に送付してその旨を通知するものとする。

2 法第二十四条第二項の規定による参加の要求は、別記様式第四号の参加人参加要求書を送付して行うものとする。

(新設)

(補正の命令の方式)

第四条 法第二十一条の規定による補正の命令は、別記様式第一号の補正命令書を送付して行うものとする。

【参考】第十七条(執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等)

第十七条 審査庁は、法第三十四条第三項の規定により処分庁の意見を聴取しようとするときは、意見提出請求書を処分庁に送付するものとする。

2 審査庁は、法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による執行停止をしたとき又は当該執行停止をしないときは、執行停止(不停止)決定書を審査請求人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

し、書面によりその旨を通知するものとする。法第二十五条第二項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

(執行停止の取消しの通知)

第九条 審査庁は、法第二十六条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知等)

第十条 審査庁は、法第二十七条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第二十六条第二項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、別記様式第一号の還付請書と引換えに行わなければならない。

る。

【参考】第十八条（執行停止の取消しの通知の方式）

第十八条 審査庁は、法第三十五条の規定により執行停止を取り消したときは、執行停止取消書を審査請求人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

【参考】第二十条（審査請求の取下げの通知等）

第二十条 審査庁は、法第三十九条の規定による審査請求の取下げがあったときは、その旨を書面により処分庁に通知するものとする。

2 審査庁は、前項の審査請求の取下げがあったときは、法第二十六条の規定により提出された証拠書類等及び法第二十八条の規定により提出された物件をこれらを提出した者に返還しなければならない。

3 第十一条第三項後段の規定は、前項の規定による返還について準用

(処分等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第十一条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第十二条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十条第一項又は第二項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第十三条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第二項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理

する。

(処分等に対する審査請求書の副本の送付等の方式)

第五条 法第二十二条第一項の規定による審査請求書の副本の送付及び弁明書の提出の要求は、当該副本に審査請求書副本送付・弁明書提出要求書を付して行うものとする。

(審査請求人に対する弁明書の副本の送付の方式)

第六条 法第二十二条第三項の規定による弁明書の副本の送付は、当該副本に別記様式第二号の弁明書副本送付書を付して行うものとする。

(参加の許可の通知の方式等)

第七条 審査庁(法に規定する審査庁としての国家公安委員会をいう。以下同じ。)は、法第二十四条第一項の許可をしたとき又は当該許可をしないときは、別記様式第三号の参加人参加許可(不許可)書を利用関係人に送付してその旨を通知するものとする。

2 法第二十四条第二項の規定による参加の要求は、別記様式第四号の参加人参加要求書を送付して行うものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第八条 法第二十五条第一項ただし書の規定により審査請求人又は参加人に口頭で意見を述べる機会を与えようとするときは、当該審査請求

関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 意見の陳述の日時及び場所
- 三 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- 四 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

第十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第三項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第十五条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第三項に規定する相当の期間を定めるときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

人又は参加人に対して、別記様式第五号の口頭意見陳述通知書を送付してその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 審査庁は、前項の意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成し、これを当該陳述をした者に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、その者に署名押印を求めるとともに、録取者に記名押印させるものとする。この場合において、当該陳述をした者が署名押印を拒絶したときは、当該口頭意見陳述録取書にその旨を記載するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 意見の陳述の日時及び場所
- 三 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- 四 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知の方式)

第九条 審査庁は、法第二十五条第二項の許可をしたとき又は当該許可をしないときは、別記様式第六号の補佐人同伴許可(不許可)書を審査請求人又は参加人に送付してその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知の方式)

第十条 審査庁は、法第二十六条ただし書の相当の期間を定めるときは、別記様式第七号の証拠書類等提出期限決定通知書を審査請求人又は参加人に送付してその旨を通知するものとする。

【参考】第十三条(物件の提出の通知の方式等)

第十六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の聴取又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定による意見の聴取の場合において行われる場合であつて、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第十七条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の提出物目録を作成しなければならない。

- 一 事案の件名
  - 二 提出を受けた年月日
  - 三 提出人の氏名及び住所
  - 四 提出を受けた書類その他の物件の標目
- 2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提

第十三条 審査庁は、法第二十八条の申立てに係る物件の提出をさせること又は当該物件を提出させないことを決定したときは、その旨を書面により当該申立てをした者に通知するものとする。

2 法第二十八条の規定による物件の提出の要求は、別記様式第十一号の物件提出要求書を送付して行うものとする。

3 第十一条の規定は、法第二十八条の規定による物件の提出及び当該物件の返還について準用する。

(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)

第十一条 審査庁は、法第二十六条の規定による証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号の提出物目録を作成しなければならない。

- 一 事案の件名
  - 二 提出を受けた年月日
  - 三 提出をした者の氏名及び住所
  - 四 提出を受けた証拠書類等の標目
- 2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提

出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなつたときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第十条第二項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第十八条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第十九条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求し、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求は、書面により行うものとする。

3 第十六条第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について

出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなつたときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第九号の還付請書と引換えに行わなければならない。

(新設)

【参考】第十六条第一項(処分庁からの物件の提出の通知等)

第十六条 審査庁は、法第三十三条第一項の規定による物件の提出を受けたときは、別記様式第十四号の提出物件受領通知書を審査請求人又は参加人に送付してその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知の方式等)

第十二条 審査庁は、法第二十七条の申立てに係る陳述若しくは鑑定をさせること又は当該陳述若しくは鑑定をさせないことを決定したときは、その旨を書面により当該申立てをした者に通知するものとする。

2 法第二十七条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求は、別記様式第十号の参考人陳述(鑑定)要求書を送付して行うものとする。

3 審査庁は、法第二十七条に規定する参考人の陳述を聴取したときは

第十三条第二項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

次に掲げる事項を記載した参考人陳述録取書を作成し、これを当該参考人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、その者に署名押印を求めるとともに、録取者に記名押印させるものとする。この場合において、当該参考人が署名押印を拒絶したときは、当該参考人陳述録取書にその旨を記載するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 参考人の陳述の日時及び場所
- 三 参考人の氏名及び住所
- 四 参考人の陳述の要旨

(物件の提出の通知の方式等)

第十三条 審査庁は、法第二十八条の申立てに係る物件の提出をさせること又は当該物件を提出させないことを決定したときは、その旨を書面により当該申立てをした者に通知するものとする。

2 法第二十八条の規定による物件の提出の要求は、別記様式第十一号の物件提出要求書を送付して行うものとする。

3 第十一条の規定は、法第二十八条の規定による物件の提出及び当該物件の返還について準用する。

(検証の通知の方式等)

第二十条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第十四条 審査庁は、法第二十九条第一項の申立てに係る検証をするにと又は当該検証をしないことを決定したときは、その旨を書面により当該申立てをした者に通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第二項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 検証の日時及び場所
- 三 立会人の氏名及び住所
- 四 検証の結果

4 第十六条第一項ただし書の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第二十一条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第十六条第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、第十三条第二項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定による質問について、それぞれ

2 法第二十九条第二項の規定による通知は、別記様式第十二号の検証通知書を送付して行うものとする。

3 審査庁は、法第二十九条第一項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 検証の日時及び場所
- 三 立会人の氏名及び住所
- 四 検証の結果

(新設)

(審尋の通知の方式等)

第十五条 審査庁は、法第三十条の申立てに係る審査請求人若しくは参加人の審尋をすること又は当該審尋をしないことを決定したときは、その旨を書面により当該申立てをした者に通知するものとする。

2 審査庁は、法第三十条の規定により審尋をしようとするときは、審尋を受けるべき者に対して、別記様式第十三号の審尋通知書を送付してその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 審査庁は、法第三十条の規定による審尋をしたときは、次に掲げる事項を記載した審尋録取書を作成し、これを当該審尋を受けた者に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、その者に署名押印を求める

準用する。

(意見の聴取の通知等)

第二十二条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第三項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第十三条第二項の規定は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項又は第二項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第二十三条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第二項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第三

とともに、録取者に記名押印させるものとする。この場合において、当該審尋を受けた者が署名押印を拒絶したときは、当該審尋録取書にその旨を記載するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 審尋の日時及び場所
- 三 審尋を受けた者の氏名及び住所
- 四 審尋の概要

(新設)

(処分庁からの物件の提出の通知等)

第十六条 審査庁は、法第三十三条第一項の規定による物件の提出を受けたときは、別記様式第十四号の提出物件受領通知書を審査請求人又は参加人に送付してその旨を通知するものとする。

2 法第三十三条第三項の規定による指定は、別記様式第十五号の物件

項の規定による指定は、別記様式第三号の提出書類閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。

3 令第十二条第二項の審査庁が定める書面は、別記様式第四号のとおりとする。

閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。

(新設)

(執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等)

第十七条 審査庁は、法第三十四条第三項の規定により処分庁の意見を聴取しようとするときは、意見提出請求書を処分庁に送付するものとする。

2 審査庁は、法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による執行停止をしたとき又は当該執行停止をしないときは、執行停止(不停止)決定書を審査請求人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(執行停止の取消しの通知の方式)

第十八条 審査庁は、法第三十五条の規定により執行停止を取り消したときは、執行停止取消書を審査請求人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(手続の併合又は分離の通知の方式)

第十九条 審査庁は、法第三十六条の規定により数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離したときは、別記様式第十六号の手続併合(分離)通知書を審査請求人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第二十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第二十五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第四十条第三項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達の方式等)

第二十六条 法第五十一条第二項又は第四項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第五十一条第二項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第二十七条 第十条第二項後段の規定は、法第五十三条の規定による返還について準用する。

第三章 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に関する

審査請求に関する手続

(審査請求の取下げの通知等)

第二十条 審査庁は、法第三十九条の規定による審査請求の取下げがあったときは、その旨を書面により処分庁に通知するものとする。

2 審査庁は、前項の審査請求の取下げがあったときは、法第二十六条の規定により提出された証拠書類等及び法第二十八条の規定により提出された物件をこれらを提出した者に返還しなければならない。

3 第十一条第三項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(裁決書の謄本の送達の方式等)

第二十一条 法第四十二条第二項又は第四項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第四十二条第二項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、その旨を書面により処分庁に通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第二十二条 第十一条第三項後段の規定は、法第四十四条の規定による返還について準用する。

第三章 処分についての異議申立て等に関する事項

(審理官に関する規定の適用除外等)

第二十八条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条第一項に規定する審査請求及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条第一項に規定する審査請求（次項において「行政機関情報公開法等に関する審査請求」という。）については、第三条、第十条第二項、第十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、適用しない。

2 行政機関情報公開法等に関する審査請求についての第二章の規定の適用については、第五条第一項中「法第九条第三項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第十八条第二項又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第四十二条第二項」と、第六条第一項及び第二項中「法第九条第三項」とあるのは「行政機関情報公開法第十八条第二項又は行政機関個人情報保護法第四十二条第二項」とする。

(審査請求に関する規定の準用)

第二十三条 第四条、第七条から第十五条まで、第十七条第二項、第十八条、第十九条、第二十条第二項及び第三項、第二十一条第一項並びに第二十二条の規定は、国家公安委員会等の処分についての異議申立てについて準用する。この場合において、第十七条第二項中「法第三十四条第二項若しくは第三項」とあるのは「法第四十八条において準用する法第三十四条第二項」と、「審査請求人及び処分庁」とあるのは「異議申立人」と、第十八条及び第十九条中「審査請求人及び処分庁」とあるのは「異議申立人」と、第二十一条第一項中「裁決書」とあるのは「決定書」と、「裁決書謄本送付書」とあるのは「決定書謄本送付書」とする。

(処分についての審査請求に関する規定の準用)

第二十四条 第四条及び第二十一条第一項の規定は、国家公安委員会等に対する不作為についての異議申立てについて準用する。この場合において、第二十一条第一項中「法第四十二条第二項又は第四項」とあるのは「法第五十二条第一項において準用する法第四十二条第二項」と、「裁決書」とあるのは「決定書」と、「裁決書謄本送付書」とあ

---

るのは「決定書謄本送付書」と読み替えるものとする。

2| 第四条から第六条まで、第八条から第十六条まで及び第十九条から第二十二条までの規定は、国家公安委員会に対する不作為についての審査請求について準用する。

---

削除

別記様式第1号（第4条、第23条、第24条関係）

第 号
補 正 命 令 書
年 月 日
殿
（裁決又は決定をする行政庁の名称） 局
は、下記の理由により不適法であるから、行政不服審査法の規定により、年 月 日までに補正することを命ずる。
なお、期限までに補正された 通が提出されないときは、同法の規定により、 を却下することがある。
記

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第2号（第6条、第24条関係）

第 号
弁 明 書 副 本 送 付 書
年 月 日
殿
（裁決又は決定をする行政庁の名称） 印
行政不服審査法 の規定により、
についての審査請求に関する弁明書の副本を別添のとおり送付する。
同法 の規定によりこの弁明書に対する反論書を提出しようとするときは、 年 月 日までにこれを提出されたい。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第3号（第7条、第23条関係）

第 号
参加人参加許可（不許可）書
年 月 日
殿
（裁決又は決定をする行政庁の名称） 印
行政不服審査法 の規定により、
につき 年 月 日に申請のあった利害関係人としての参加
許 可 す る。
を 下記の理由により不許可とする。
記
理 由

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第4号（第7条、第23条関係）

第 号
参 加 人 参 加 要 求 書
年 月 日
殿
（裁決又は決定をする行政庁の名称） 目
行政不服審査法 の規定により、下記の について、 参加人として参加することを求める。
記
1 審査請求又は異議申立ての件名
2 審査請求人又は異議申立て人の氏名及び住所
3 審査請求又は異議申立ての年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号（第10条、第17条、第27条関係）

還 付 請 書			
年 月 日			
国家公安委員会 殿			
住 所			
氏 名			
Ⓜ			
下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。			
記			
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者 官職		氏名	
		Ⓜ	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（新設）  
※現行第九号参照

(削除)

別記様式第5号(第8条、第23条、第24条関係)

第 号
口頭意見陳述通知書
年 月 日
殿
(裁決又は決定をする行政庁の名称) 目
につき 年 月 日に申立てのあった口頭による意見陳述については、 行政不服審査法 の規定により下記のとおり行うので通知する。
1 開催の日時
年 月 日 前 時から 午後
2 場所
3 備考

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第6号（第9条、第23条、第24条関係）

第	号
補佐人同伴許可（不許可）書	
年	月 日
殿	
（裁決又は決定をする行政庁の名称） 国	
行政不服審査法	の規定により、
につき	年 月 日に申請のあった補佐人の同伴を
	下記の者につ
	下記の理由により
き許可する。	
不許可とする。	

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第7号（第10条、第23条、第24条関係）

第	号
証拠書類等提出期限決定通知書	
年	月 日
殿	
（裁決又は決定をする行政庁の名称）	
行政不服審査法 の規定により、	
に関する証拠書類又は証拠物を提出しようとするときは、年 月 日まで にこれを提出されたい。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号（第17条関係）

提出物目録			
年 月 日			
国家公安委員会 印			
行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を 受領した。			
記			
事 案 の 件 名			
提 出 人	氏 名		
	住 所		
提 出 年 月 日	を 受 け た 日	年 月 日	
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取扱者 官職 氏名 印			
（提出人への注意事項）提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を 持参すること。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第8号（第11条、第13条、第23条、第24条関係）

提出物目録			
年 月 日			
(裁決又は決定をする行政庁の名称) 印			
行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を 受領した。			
記			
事 案 の 件 名			
提 出 者	氏 名		
	住 所		
提 出 年 月 日	を 受 け た 日	年 月 日	
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取扱者 官職 氏名 印			
（提出者への注意事項）提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を 持参すること。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(削除)

別記様式第9号（第11条、第13条、第20条、第22条、第23条、第24条関係）

還 付 請 書			
			年 月 日
(裁決又は決定をする行政庁の名称) 殿			
			住 所
			氏 名 ㊟
下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。			
記			
目		録	
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者 官職		氏名 ㊟	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第10号（第12条、第23条、第24条関係）

第 号
参考人陳述（鑑定）要求書
年 月 日
殿
（裁決又は決定をする行政庁の名称） 閣
のために必要があるので、行政不服審査法 の規定により、下記の 陳述 とおりに 鑑定 を求めます。
記
1 陳述又は鑑定をするべき事項
2 日時及び場所
年 月 日 午前 時から 午後
3 備考

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第11号（第13条、第23条、第24条関係）

第 号
物 件 提 出 要 求 書
年 月 日
殿
（裁決又は決定をする行政庁の名称） 印
の審理のために必要があるので、行政不服審査法の規定により、下記のとおりの物件の提出を求める。
記
1 提出を求める物件の名称及び数量
2 提出期限
3 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第12号（第13条、第23条、第24条関係）

検 証 通 知 書		第 号
		年 月 日
殿		
（裁決又は決定をする行政庁の名称）		印
行政不服審査法	の規定により下記のとおり検証を行うので、こ	
れに立ち会う機会を与えるため、同法	の規定により通知する。	
記		
1	審査請求又は異議申立ての件名	
2	検証を行う日時	
	年 月 日	前 時から 午後
3	検証を行う場所及び名称	
4	検証事項	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第13号（第15条、第23条、第24条関係）

第 号
審 尋 通 知 書
年 月 日
殿
（裁決又は決定をする行政庁の名称）
行政不服審査法 の規定により下記のとおり審尋をするので、出頭されたい。
記
1 審査請求又は異議申立ての件名
2 審尋を行う日時
年 月 日 午前 時から 午後
3 審尋の場所
4 審尋する事項

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

削除

別記様式第14号（第16条、第24条関係）

第 号				
提出物件受領通知書				
年 月 日				
殿				
(裁決又は決定をする行政庁の名称) 印				
につき から下記の物件が提出されたので通知する。				
記				
番号	標 目	提出日時	数 量	備 考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3号（第23条関係）

第 号
<u>提出書類閲覧日時等指定書</u>
年 月 日
殿
国家公安委員会 印
につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、 <u>行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第3項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。</u>
記
1 閲覧の日時
年 月 日
前 前 午後 時から午後 時まで
2 閲覧の場所
(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参すること

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第15号（第16条、第24条関係）

第 号
<u>物件閲覧日時等指定書</u>
年 月 日
殿
<u>(裁決又は決定をする行政庁の名称)</u> 印
につき 年 月 日に請求のあった物件の閲覧については、 <u>行政不服審査法</u> の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。
記
1 閲覧の日時
年 月 日
前 前 午後 時から午後 時まで
2 閲覧の場所
(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参すること

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号（第23条関係）

<p>手数料納付書</p> <p>年 月 日</p> <p>国家公安委員会 殿</p> <p>納付者 住所 氏名 ⑥</p> <p>行政不服審査法第38条第4項の規定により、金 円を手数料として納付します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; margin: 10px 0;"><p>収入印紙貼付欄</p></div>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号（第19条、第23条、第24条関係）

<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
<p>手続併合（分離）通知書</p>
<p>殿</p>
<p>（裁決又は決定をする行政庁の名称） 印</p>
<p>行政不服審査法 の規定により下記のとおり 併合 を したので通知する。 分離</p>
<p>記</p>

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。